

省令案に対して寄せられた意見の概要

第 1 意見募集の結果概要

- 1 令和 7 年 9 月 4 日（木）から同年 10 月 3 日（金）までの間、「民法第三百八条の二の規定による子の監護費用の先取特権に係る額の算定等に関する省令案」（以下「本省令案」という。）に関する意見募集（パブリック・コメントの手続）を行ったところ、363 件の意見が寄せられた。

本資料は、検討会の議論の参考とするために、寄せられた意見の概要を紹介するものである（なお、寄せられた意見は、取りまとめの都合上、適宜要約や集約をしている。）。

- 2 本省令案に対する意見のうち、本省令案第 1 条（養育費債権に付与される先取特権の上限額の算定）に対する意見は 57 件、同第 2 条（法定養育費の額の算定）に対する意見は 239 件、同附則（施行期日・検討）に対する意見は 31 件であった。

なお、寄せられた意見がどの事項に対するものかが明記されていない場合には、意見の内容から判断して集計している。また、例えば、本省令案第 1 条に対する意見であるとしつつ、同第 2 条の妥当性について意見を述べるなど、内容を踏まえると別の事項に対する意見であると判断されたものについては、当該別の事項に対する意見として集計している。さらに、複数の事項に関する内容である場合は、事項ごとに意見を分割して集計している（そのため、各事項の意見の総数と寄せられた意見の総数とは一致しない。）。

- 3 本省令案に対しては、12 の団体からも意見が寄せられた。そこで、別紙において、意見を寄せた団体の名称を紹介するとともに、理由等が付されている意見については、その一部の概要を紹介している（団体の意見は、「団体 1」などと、別紙の番号を用いて表示している。）。

意見の総数を集計するに当たり、団体からの意見は、その構成員の数等にかかわらず、1 団体につき 1 件の意見として集計している。また、同一の個人から複数の意見の提出があった場合については、1 人につき 1 件の意見として集計している。

寄せられた意見の中には、団体名に加えて個人名や個人情報に記載されているなど、団体としての意見であるのか個人としての意見であるのかが判然としないものがあり、そのような意見については、提出者の個人情報等を保護する観点から、個人の意見として取り扱うこととした。

- 4 なお、今回の意見募集の対象となる事項（本省令案）に対する意見ではないが、制度や運用等について検討する際の参考となる意見が255件寄せられた。

第2 寄せられた意見の概要

1 本省令案第1条（養育費債権に付与される先取特権の上限額の算定）に対する意見

(1) 子1人当たりの金額の定め方について

本省令案第1条に対する意見のうち、子1人当たりの金額の定め方については、①本省令案に賛成する意見（条件付き賛成意見を含む。以下同じ。）が13件、本省令案に反対する意見44件のうち、②月額8万円より高額を提案する意見が19件、③月額8万円より低額を提案する意見が6件、④その他の算定方法を提案する意見が17件であった。

なお、月額8万円という金額について、「少額である」又は「多額である」旨の結論のみを述べ、具体的な金額や定め方について述べていない意見は②又は③として集計し、「少額である」又は「多額である」旨の結論に加え、その他の算定方法を提案する意見は④として集計している。

ア ①本省令案に賛成する意見（個人8件、団体3、4、7、10、12）

賛成する理由として、次のような理由が挙げられた。

- 通常、子が複数となる場合に養育費の額は逡減することも踏まえると、大多数の養育費の取決めを捕捉することができ、仮に他の債権者と競合したとしても養育費債権を十分に担保することができると考えられる。また、大多数の養育費の取決めにおいて、債務名義なくして担保権を実行することによる強制執行が可能となり、私文書による取決めも促進されることになる。

イ ②月額8万円より高額を提案する意見（個人15件、団体1、2、5、9）

具体的な金額として、10万円、15万円、30万円、50万円を提案する意見があり、月額8万円より高額とすべきである理由として、次のような理由が挙げられた。

- 物価上昇の動向を踏まえ、10万円又は15万円にすべきである。
- 子の年齢が上がるに従って、学費や塾代、部活費などで子に要する費用が増えることを考慮すると、10万円にすべきである。

- 他の債権者も養育費算定表¹を前提とすることが想定されるから、養育費算定表の上限は他の債権者にとって十分に予測可能な金額である。養育費算定表によれば、子1人の場合の上限は30万円、子2人の場合は40万円、子3人の場合は46万円であるから、子1人30万円を上限とすべきである。
- 旧弁護士報酬基準によれば、民事執行事件の着手金の最低額は5万円である。8万円の先取特権では、弁護士費用を考えると、費用倒れを懸念し、泣き寝入りをする人が続出するから、民事執行手続にかかる費用を考慮して増額すべきである。

ウ ③月額8万円より低額を提案する意見（個人6件）

具体的な金額として、5000円、2万円、5万円を提案する意見があり、月額8万円より低額とすべきである理由として、次のような理由が挙げられた。

- 検討の基礎とされた令和3年度「全国ひとり親世帯等調査」における養育費の平均支払額は、実際に養育費の支払を受けている場合における平均額であることを考慮すべきである。実際に養育費の支払を受けているのは、母子家庭世帯の3割未満、父子世帯の1割未満であり、その他の世帯では養育費無しで生活することができているのだから、先取特権が付与される額は5000円とすべきである。
- 子が3人だと24万円となり極めて高額である。分かりやすさの観点からは、法定養育費と同額の2万円とすべきである。
- 養育費の平均額は月額5万円程度であるから、先取特権が付与される額も5万円とし、それを超える金額の債権の強制執行は債務名義を取得して行うべきである。

エ ④その他の算定方法を提案する意見（個人16件、団体6）

その他の算定方法として、次のような要素を考慮して金額を定めるべきであるとする意見があった。

- 消費者物価指数などの経済指標に連動して先取特権が付与される額が定まる仕組みとすべきである。
- 父母の収入差や生活状況を考慮せずに一律8万円と定めた場合には、具体的な事例において過大となる場合や過少となる場合を生じ

¹ 司法研究「養育費、婚姻費用の算定に関する実証的研究」において提案された、標準的な養育費の額を簡易迅速に算定するための標準算定方式・算定表（令和元年版）。以下同じ。

させる。養育費算定表等により父母の収入に応じて算定したり、債務者の収入の一定割合としたりすべきである。

- 子の年齢に基づく区分（就学前、小中高校）を設け、それぞれの区分に該当する子の人数に応じて算定する仕組みとすべきである。
- 医療費など、特別な事情で子の監護に要する費用が発生した場合には、その全部又は一部についても、先取特権が付与される額に加算される仕組みとすべきである。
- 債務者側に、健康悪化、失職、多重債務、高額医療費等の事情変更が生じた場合には、迅速に減額をすることができる仕組みとすべきである。
- 先取特権が付与される額は、父母双方がそれぞれ子と過ごす時間（養育や親子交流の時間）に応じて算定される仕組みとすべきである。

(2) 子が複数の場合の考え方について

子が複数の場合に子1人当たりの額に子の数を乗じて得た額とする考え方に対しては、賛成の意見が7件（個人3件、団体4、7、10、12）、反対の意見が4件（個人4件）あった。反対する理由として、次のような理由が挙げられた。

- 子の人数が増えると1人当たりの監護に要する費用は逡減する傾向にあることを踏まえ、例えば、第1子は8万円、第2子以降は6万円といった形で、子の人数に応じて金額を逡減させるべきである。

2 本省令案第2条（法定養育費の額の算定）に対する意見

(1) 子1人当たりの金額の定め方について

本省令案第2条に対する意見のうち、子1人当たりの金額の定め方については、①本省令案に賛成する意見が27件、本省令案に反対する意見210件のうち、②月額2万円より高額を提案する意見が157件、③月額2万円より低額を提案する意見が8件、④その他の算定方法を提案する意見が55件であった。

なお、月額2万円という金額について、「少額である」又は「多額である」旨の結論のみを述べ、具体的な金額や定め方について述べていない意見は②又は③として集計し、「少額である」又は「多額である」旨の結論に加え、その他の算定方法を提案する意見は④として集計している。また、具体的な金額を提案しつつ、その他の算定方法についても併せて提案する意見は、②又は③と④の双方に集計している。

ア ①本省令案に賛成する意見（個人22件、団体3、4、7、10、

12)

賛成する理由としては、次のような理由が挙げられた。

- 法定養育費の額が明示されることにより、債務者・債権者のいずれにも協議を促し、養育費の取決めを促進することとなり得る。月額2万円という額については、「子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額その他の事情」を勘案して定める観点から、現時点においては適切な額である。

イ ②月額2万円より高額を提案する意見（個人153件、団体1、2、5、9）

具体的な金額として、3万円～10万円の間の金額を提案する意見が83件あり、そのうち3万円～5万円を提案する意見が59件と多く、10万円を超える金額（26万円）を提案する意見も1件あった。月額2万円より高額とすべきである理由として、次のような理由が挙げられた。

- 2万円では食費にも足りない。未就学児の養育には、保育料、おむつ、ミルク等が必要である。中高生については、学用品、給食費、塾代、受験費、部活動費等が必要となる。これに衣服費、家賃、光熱費、交通費や医療費等を考慮すると、2万円では子を育てることはできず、より高額（3万円～10万円）が必要となる。
- 2万円では、債務者に養育費に関する協議等を遅延させるインセンティブを与えることになる。8万円などある程度高い金額にし、協議を遅延させることが債務者にペナルティを与える仕組みとすべきである。
- 令和元年「全国家計構造調査」によれば、ひとり親家庭の貧困率は57%であるところ、この調査結果をそのまま援用することはひとり親家庭の貧困を改善しなくてもよいことになる。また、生活保護の基準も、最低限度の生活の維持すら不可能な水準の者が含まれる最下位10%層との比較で決まっているものであるところ、このまま参照することには反対である。ひとり親家庭の貧困率が改善するように5万円とすべきである。
- 検討会の資料として用いられた「全国家計構造調査」は令和元年のものであるが、それ以降物価が上がり、食費、習い事の月謝、光熱費等あらゆるものが値上がりしていることが考慮されておらず、2万円では低廉に過ぎる。
- 令和元年「全国家計構造調査」の住居費については、実家に住む・公営住宅に住む・生活保護で住宅費が実費支給されているなど

によって低く抑えられている事例が含まれるため、これを前提に算出すると、不当に低い金額となることから、2万円より高額とすべきである。

- 生活保護制度における生活扶助基準額（第1類費）は、0歳から17歳までの子1人当たり3万7000円～4万9000円であり、2万円はこれを大きく下回る。例えば、生活保護基準の第1類費の最低額に近い金額（約3万7000円など）とすべきである。
- 児童手当は0歳から2歳までが月1万5000円、3歳以上から高校生までが月1万円（第3子以降は3万円）と定められているところ、これと比べても2万円は乏しい金額である。児童扶養手当の全部支給額が4万円台であることからすると、最低限の養育費がそれより低いということはありません、最低5万円は必要である。
- 里親制度において里親に支給される公費を参考として、例えば、6万円や9万円とすべきである。
- 養育費の統計によれば、2万円以下と定められた割合は10%に満たず、2万円～4万円がボリュームゾーンであるため、少なくとも3万円とすべきである。
- 社会的な実態としては、父親が債務者となることが多い。債権者が母親という多数・典型ケースを基礎にすれば、最低でも4万円～6万円とすべきである。母親側が債務者となるケースへの配慮は、法定養育費の額を下げるのではなく、改正後の民法第766条の3第1項ただし書及び同条第3項を適用することによって対応すべきである。
- 子1人を母親が養育し、父親が養育費を負担するケースについて、平均的な収入を前提に養育費算定表を用いて算定した金額は、子が0歳から14歳までである場合は月額5万2000円程度、子が15歳以上である場合は月額6万1000円程度であるから、月額2万円は低廉に過ぎる。
- 22歳までの養育に掛かる費用の合計額は、3000万円とも言われているが、親2人で割り、22年×12か月で割ると約5.7万円となるため、月6万円程度が相当である。
- 子を養育している親は、就業時間の短縮、休業、退職など多くの制約があるため収入が確実に減る。また、金銭のみならず、肉体的・精神的にも大きな負担を負う。したがって、子を養育していない親の金銭的な負担を増やすこととして、より高額とすべきである。

- 「子の監護に要する費用として相当な額」として先取特権が付与される額が8万円とされていることからすれば、最低でもそれと同額の8万円とすべきである。
- 強制執行を行う場合の費用等を考慮すると、3万円とすべきである。

ウ ③月額2万円より低額を提案する意見（個人8件）

具体的な金額として、5000円～1万円の間の金額を提案する意見が4件あった。月額2万円より低額とすべきである理由として、次のような理由が挙げられた。

- 検討の基礎とされた令和3年度「全国ひとり親世帯等調査」における養育費の平均額は、現に養育費の支払を受けている世帯（母子家庭の3割未満、父子家庭の1割未満）の平均であり、支払を受けていない世帯も考慮すると、平均額はより低い金額となる。養育費の支払を受けずに暮らしている家庭もあることから、5000円とすべきである。
- 2万円では母親が債務者である場合に高額すぎるため、5000円～1万円とすべきである。
- 取決めがない場合、養育費を取り決めるために調停等を行わなければならないが、弁護士費用を支払う金銭的余裕もないため、2万円は高額に過ぎる。
- 親権者が養育費や親子交流について取り決める協議を拒む事案が少なくないところ、法定養育費が子の生活を維持できる額である場合、親権者の協議の意欲を減退させるため、2万円より低額にすべきである。

エ ④その他の算定方法を提案する意見（個人54件、団体6）

その他の算定方法として、次のような要素を考慮して金額を定めるべきであるとする意見があった。

- 児童扶養手当のように、消費者物価指数などの経済指標に応じて毎年自動的に算定される仕組みにすべきである。
- 一律の低額設定は、高収入でも低額しか支払わない親を生みかねない。一方、一律2万円とする場合、支払う側の生活が成り立たないおそれがある。そのため、双方の収入や子の年齢を踏まえて養育費算定表により算定した額としたり、支払う側の収入や生活水準に基づいて算定した額としたりすべきである。
- 一律2万円とする場合、調停等の場合に自動的に2万円以上に設定されてしまったり、個別の事情を踏まえて2万円より低い養育費

を支払う親に対する差別を助長したりするおそれがあるため、一律の金額とせず、個別の事情を考慮した金額とすべきである。

- 子は、成長するにつれて、食費のほか、制服代、部活動費、塾代、模試代等の教育費が増えるため、乳幼児期、学齢期などの年齢区分を導入した上、必要経費の増加に応じた段階的な金額設定をすべきである。
- 私立学校通学、地域による物価差、子の障がいなど、家庭の事情によって養育費の必要額は大きく異なるため、医療費、教育費などの特別な事情を考慮できる文言を取り入れたり、標準額に加えて最大1.5倍程度までの個別調整を可能とする規定を設けたりすべきである。
- 債務者に、病気や失業等による収入減や、再婚等による扶養家族の増加などの事情変更があったり、債権者に、再婚等による世帯所得の増加などの事情変更があったりした場合に、法定養育費を減額することができる規定を設けるべきである。
- 債務者の養育参加の程度に応じて、段階的に算定される仕組み（例えば、月の40%以上：0円、月の20～40%：1万円、20%未満：2万円など）とすべきである。

(2) 子が複数の場合の考え方について

子が複数の場合に子1人当たりの額に子の数を乗じて得た額とする考え方に対しては、賛成の意見が7件（個人3件、団体4、7、10、12）、反対の意見が4件（個人4件）あった。反対する理由として、次のような理由が挙げられた。

- 実務において定められる子1人当たりの養育費は逡減する傾向が認められ、生活保護制度における世帯員1人当たりの生活扶助基準額等も逡減する仕組みとなっているため、法定養育費も逡減する仕組みとすべきである。
- 子をたくさん持つほど負担が大きくなることになり、子を産むハードルが上がってしまうこと等から、子の数にかかわらず一定額とするか、金額を1万円以下にすべきである。

3 本省令案附則（施行期日・検討）に対する意見

本省令案附則に対しては、賛成の意見が7件（個人2件、団体4、5、7、10、12）、反対の意見が24件（個人18件、団体1、2、3、6、9、12）あった。反対する理由として、次のような理由が挙げられた。

- 改正民法の附則には施行後5年を目途に見直す規定が入っていることから、省令も、施行後5年で見直すことを明示すべきである。
- 昨今の急速な物価高騰からすれば、時機に遅れないように、少なくとも5年に一度等の定期的な改定時期を明示すべきである。
- 「社会経済情勢の変化等」という文言が抽象的であり、どのような指標や状況変化が検討のトリガーとなるのかが分かりにくいいため、具体的にどのような指標（例：消費者物価指数、平均所得、最低賃金、子育て費用に関する実態調査結果など）を勘案するのかを明示すべきである。

4 制度及び運用等を検討する際の参考となる意見

(1) 「法定養育費」という呼称に関する意見

- 「法定養育費」という呼称は、制度趣旨やその内容について誤解を生じさせるおそれがあるため、「暫定養育費」、「補充養育費」、「最低養育費」、「合意前監護費用」などの呼称を用いるべきである。

(2) 養育費や親子交流についての取決め（養育計画の作成）促進のための施策に関する意見

- 養育計画の作成を義務化すべきである。
- 債権者が養育費について協議をする意思がない場合は、法定養育費の請求をできないようにすべきである。

(3) 養育費の履行確保のための施策に関する意見

- 養育費の履行を確保するための施策（行政による養育費の強制徴収制度や立替払制度、養育費不払に対し罰則を設けること等）を導入すべきである。
- 養育費の取立てに関する支援制度を拡充すべきである。
- 養育費の支払者に税制上の優遇措置（扶養控除等）を講ずるべきである。
- 養育費の受領者が、その使途を明確にすることを制度化すべきである。

(4) 親子交流の履行促進のための施策に関する意見

- 養育費の履行確保だけでなく、親子交流の履行を促進するための施策（親子交流の義務化、親子交流の不履行に対し罰則を設けること等）も導入すべきである。
- 不当に子を連れ去った者や、不当に配偶者を追い出した者は、先取特権の行使や法定養育費の請求をできないようにすべきである。

(別紙)

「民法第三百八条の二の規定による子の監護費用の先取特権に係る額の算定等
に関する省令案」に意見を寄せた団体の一覧

- 1 NPO法人オカヤマビューティサミット
- 2 NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西
- 3 エルピダテクニカル合同会社
- 4 大阪司法書士会
- 5 神奈川県司法書士会
- 6 子育て改革のための共同親権プロジェクト
- 7 全国青年司法書士協議会
- 8 特定非営利活動法人アートで社会問題を解決する会キミト
- 9 特定非営利活動法人ひとり親家庭サポート団体全国協議会 J S P F
- 10 日本司法書士会連合会
- 11 日本労働組合総連合会ジェンダー平等・多様性推進局
- 12 別居・離婚後の親子交流を実現する全国ネットワーク